

平成25年第 1 回定例会

(第 3 日)

平成25年 3 月 11 日

平成25年第1回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成25年3月11日（月）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	大 川 喜代治	農業委員会事務局長	樋 口 正 博
副 市 長	佐 藤 一 行	選挙管理委員会事務局長	白 戸 照 夫
総 務 部 長	古 川 鉄 美	監 査 委 員 事 務 局 長	相 馬 正 治
企 画 財 政 部 長	木 村 雅 彦	消 防 長	駒 井 祐 正
市 民 生 活 部 長	一 戸 清 志	平川診療所事務長	内 山 勝 徳
経 済 部 長	奈 良 進	碓ヶ関診療所事務長	狩 野 真
建 設 部 長	中 田 博 光	教育委員会委員長	内 山 浩 子
水 道 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	佐 藤 満 廣
尾上総合支所長	葛 西 光 雄	農業委員会会長職務代理	齊 藤 公 郎
碓ヶ関総合支所長	欠 <small>(碓ヶ関診療所事務長兼務)</small>	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
教育委員会事務局長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小 野 勝 一 郎	主 査	古 川 聡 子
議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
 日程第1、7日木曜日に引き続き一般質問を行います。
 第6席、3番、今 俊一議員の一般質問を許します。
 今 俊一議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。
 今 俊一議員の登壇を許可します。
 今 俊一議員、登壇。
 (今 俊一議員登壇)

○3番

(今 俊一議員)

おはようございます。

朝一の質問ということで、多少緊張気味ですけれどもよろしく願いいたします。

今議会、第6席を許可いただききました、議席番号3番、市民の応援団をキャッチフレーズとしています、平新会所属、今 俊一であります。

皆様御存知のように今日で、東日本大震災からちょうど丸2年がたちました。数多くの亡くなった方や、いまだ行方不明や、ふるさとを離れて家族と一緒に暮らせない人たちなど、まだまだ復興に向けた課題は想像を絶することばかりであります。そのようななか、我が津軽は昨年引き続きの大雪、豪雪ということで、市民の皆様はじめ行政関係各位にあっても大変な苦勞を強いられ、春の訪れが待ち遠しい今日このごろでございます。まず初めに大雪、豪雪もまた、雪害災害ということでありまして、市民生活をはじめとし、本市の基幹産業である農業分野、その他さまざまところでの悪影響が発生しています。

そして、その雪害に対する対策も急務を要するところであり、あわせて除排雪予算もまた、膨大な規模に膨れあがっている状況下にあることも周知のことではありますが、雪国の宿命といえど外を眺めては、空を見上げてはただただ深いため息と、体の痛さを嘆く日々の多い毎日を過ごしている方も、結構おられるかと思いますが、この雪害を含め本市の防災のあり方は、どのようになっているのか質問してまいります。

まず最初に、地域防災計画についてであります。

この防災計画については、以前にも質問した経緯もございますが、改めて質問いたします。通告に従って進めてまいります、旧計画と現行の計画との主な違いについてであります。

平成23年の12月議会一般質問において、青森県地域防災計画の見直しにあわせ、平成24年度に現行の市地域防災計画の見直し作業を行うとしておりましたが、その後の対応状況と見直し箇所の具体的修正内容を示していただきたい。

次に、新計画に伴う予算措置について質問いたします。

平成25年度予算案に防災無線の整備をはじめとし、備蓄体制、避難所機能確保のための自家発電機等の整備を計画しているとし、防災計画との整合性を図るようにされているようですが、防災無線、自家発電機以外に防災計画の中で、25年度で計画されても単年度処理できず、複数年に及んで整備しなければならない物品等があるのかどうか。あるとすれば、その整備期間も含めて示していただきたい。あわせて、24年度で防災計画に対応、対策したものがあればその整備状況も示していただきたい。

いずれにいたしましても、国、県の防災計画の見直しに伴い、各市町村においては、現行の防災計画からより実行性、そして市民の安心、安全、生命、財政を災害から守ることを使命とした防災計画を企画、立案、

実行するというのを、行政責任として負わなければならないと考えるものであります。かかることから、私の地域防災に関する質問に対しての明確な答弁を求めるものであります。

次に、自治基本条例についてであります。

この自治基本条例は別命、まちづくり条例、まちづくり基本条例、行政基本条例など呼び方はいろいろありますが、目的は行政への市民参加、市民、行政、議会の役割や、地方自治の仕組の基本ルールを文章化し条例で定めたものであります。

内容としては、市民の権利と責務、市政運営の方向性や将来像の姿を話合うこと、そして住民投票の仕組み、市民協働の仕組み等々、自治体によってその内容は異なりますが、なんといっても市民の行政参加を促すことがメインとなっています。そこでお伺いいたしますが、市民の行政参加ということから、今年も行われております市政懇談会についてであります。

市長は年頭のあいさつの中で、平川市を市民の幸福度ナンバー1の市にしたいと言っておられましたが、幸福度のとらえ方、感じ方はさまざま個人個人によって異なることと思いますが、とらえ方の一つとして、市民が行政参加することによって、市民の身近な問題や事柄が行政に反映されるとしたら、それも一つの幸福度のアップになるのかなとは思いますが。市政懇談、大変聞きざわり、耳ざわりの良いことですし、その必要性もまた、私は理解しているつもりであります。私は先の市議会選挙において、協働のまちづくりということをテーマにして取り上げ、市民の方々に訴えてきました。そのような経緯からも、市民の声を直接聞く市政懇談は大変すばらしい行政手法の一つだと思っております。

そこで、これまで開催した市政懇談会はどうであったか、市政懇談会について、これからどのような形態を考えているのか、その検証と方向性について示していただきたいと思えます。

次に、自治基本条例に対する市長としての考えを伺いいたします。

自治基本条例に関する目的、内容は先ほど述べたとおりであります、はっきり申し上げましてこの自治基本条例は賛否両論、あわせてその問題の複雑性も絡み、全国の自治体においては条例を定めている所は少ないのが現状でございます。県内におきましても津軽地方よりも南部地方のほうが、この条例化に関しては先行しています。

市民の行政参加の必要性や行政の窓口を開放するという理論は、だれもが理解しうることでありますが、ゆえに逆論もまた、理論として存在しております。ただ賛否両論あるなかで、この自治基本条例について全国自治体の中で条例化に向けた作業が進んでいるところも、かなりの数になっていると聞かれます。先ほど申し上げたように市民の行政参加ということから、市政懇談という行政手法を行っている我が平川市としては、先ほどの質問のとおり今後の市政懇談の方向性と、この自治基本条

例が将来どこかでリンクするのではないかと考えております。改めて市長の見解をお伺いするものであります。よろしくお願いいたします。

続いて3番目の質問に入ります。

通告しております、学校給食についてであります、この質問に関しましては9番、對馬議員も学校給食についてと題し、アレルギー問題について一般質問第1日目に行っておりますことから、重複する点があるかも知れませんが、御答弁いただければと思いますので、よろしくお願いいたします旨発言申し上げ進めさせていただきます。

まず始めに、学校給食の食材の調達についてであります。

この学校給食の食材調達に関しましては、以前にも質問された方もおられました、地産地消ということが言われて久しくなりました。そのようなことから極力学校給食に関しましては、食育ということも絡めまして、できるだけ地元産の食材料を使用する傾向が強まっていると考えますが、地産地消は大変インパクトのある言葉であり、そのメリットもまた、大変大きなことがあることと理解しています。何ごとにもメリット、デメリットはつきものであります、地産地消と学校給食との関係は地域産業、とりわけ食材料に関しては第1次産業の活性、そして消費する側にとっても安い価格、地域食の文化継承、新鮮、安全食の提供、地域経済活性化の循環等のことがある一方、デメリットとして給食メニューの縮小化、その地域にない食べ物は食べることができないという、他の地域の物が食べられない点、そして必ずしも地域経済の活性化につながらない、また、他の地域に目がいなくなる閉鎖的な考えなどデメリットもあります。極端に申し上げれば、青森県のリンゴと和歌山県のミカンでございますが、給食でのリンゴの使用の頻度を上げればミカンの提供が減ると考えます。

学校給食そのもののメリット、デメリットもございますが、地域の学校というとらえ方、給食の意義は何なのかということから申し上げましたが、地元からの調達材料の種類、割合、金額等を含めて、説明願いたいと思いますので示していただきたい。

次に、その食材料の管理についてであります、地元産ということで、食材に関して管理体制に緩みや落ち度があってはならないことは、当たり前のことではあります、野菜、果樹等の農薬の問題、これは地元産以外の物品も含まれますが、児童・生徒に害のない物が使われていないかどうか、食材には検討すべき問題がいろいろあると思います。給食センターに食材が入ってから、どのように管理し衛生面での対応をどのように行っているのか示していただきたい。

次に、アレルギー対策についてであります。食物アレルギーに関しましては、先ほど申し上げましたように、昨日の對馬議員の質問に対して、現行における対応についての説明、回答がなされたわけですが、私からは学校給食における食物アレルギー反応のある児童・生徒に対し

て、個別対応、食の提供を平川市として考えているかということであり
ます。現行では、個別対応は行っていないということではありますが、ア
レルギー対応給食を県内では、階上町で既に実施し、弘前市でもこの4
月から実施する計画と聞いております。そして8日付、東奥日報朝刊に
は、五所川原市での2015年度からアレルギー対応給食の提供という記事
も紹介されておりました。

このように食物アレルギーという問題は、社会的問題として位置付け
られており、行政としての責任も重いものがあると考えております。

かかることから、我が平川市でも将来実施せざるを得ない課題の一つ
と考えますが、市としての考え方を説明願いたく質問するものでありま
す。以上よろしくお願ひ申し上げ、私の壇上からの質問を終了いたしま
す。

(今 俊一議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(大川喜代治)

皆さん、おはようございます。

第6席、今 俊一議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

その前に先ほど今議員もおっしゃいましたように、2年前の今日の午
後に3.11が起きて、ちょうど齋藤律子議員との議論をしていた最中の地
震であったと、私の頭の中に記憶に鮮明に残っております。その後での
テレビ等を見まして、悲惨な大災害が起きたことに対しまして、それら
に対して市といたしましても、あらゆる方面から対策を講じていかなけ
ればならないとそういうふうには思っていますし、いまだ見つからない
方、亡くなった方への哀悼の念を心からこの場で皆さんの前で申し述べ
たいと、そういうふうには思っております。

それでは、質問の内容に入ってまいりますけれども、まず一つ目の旧
計画との主な違いについてお答えをいたします。

市地域防災計画の見直しにつきましては、東日本大震災の教訓を踏ま
え、情報伝達手段の基盤整備や多重化、災害時の行政機能の確保、避難
所の整備、地域防災力の向上、備蓄体制を重点項目として見直しを行っ
ております。また、市が処理すべき事務及び業務の大綱等につきましては
は、国、県の計画修正に合わせ平成24年度には見直しを行うと答弁して
いましたが、県の計画が今年の1月に示されましたので、市の計画は平
成25年度中に修正することになります。

その主な修正内容ですが、国の防災基本計画の修正対応として、震災
を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災
対策の見直し、大規模広域災害への対策強化、県独自の見直し対応など
でございます。

二つ目の新計画に伴う予算措置につきましては、平成25年度、26年度

の2カ年でデジタル防災無線の整備を予定しております。拠点避難所となる小・中学校や災害時に孤立の可能性のある東部地区及び久吉地区の集会施設に、災害時優先電話を平成25年度で整備する予定であります。また、今年度より、地域防災力の向上を図るため自主防災組織育成補助金制度を創設しており、今後においても引き続き同様の支援を行い、自主防災組織の設立を推進することとしております。

備蓄体制につきましては、流通在庫備蓄で対応できるよういくつかの民間事業所と協定を締結しておりますが、弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の中でも、毛布、燃料、食料や飲料水等の整備を計画しており、その具体的な計画については、平成26年度以降になる予定となっております。

次に、今年度整備した内容ですが、災害時の行政機能を確保するため本庁舎に非常用発電機を整備し、停電対策を講じております。また、先ほど申し上げました学校や集会施設には非常用発電機、投光器などを整備しており、これらの資機材に加え災害時の孤立対策を要する学校や集会施設には、長期保存型の非常食や飲料水、簡易トイレなども整備しております。さらには、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話の配備や乳児用、高齢者用の生活必需品を整備しております。

以上が、市の計画の見直し作業の中で重点項目として対応したものでございます。

2番目の自治基本条例について、①の市民の行政参加についてでございますけれども、これまで毎年のように実施してきたところですが、昨年度については、直接、市民の皆様とひざを交えて意見交換したいという思いから、市内の地域を20箇所に分けて、各地域の集会所等において実施したところであります。今年度については、一般市民の方々を対象とせず、長期総合プランの六つの基本目標に関連した各種団体や、審議会の委員等を対象に開催したところであります。より専門的な立場の方々から、各分野で意見を聴取することができました。今後においても、これまでの実施した経過を踏まえ、市政懇談会に限らず広く市民の声を聴く機会の充実に努めてまいりたいと思っております。

懇談会で出された意見・提言については、その都度関係する各部署へ情報提供しております。各部署ではその意見・提言について検討し、すぐにでも対応できるもの、長期的に検討を要するものなど適宜判断しているところであります。

②の自治基本条例に対する考えについてでありますけれども、自治基本条例は住民自治に基づく自治体運営の基本原則に基づき、地域課題への対応やまちづくりについて、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくかの基本ルールを定める条例であります。

私も今議員がおっしゃったとおり、行政・議会・市民がそれぞれの立場をわきまえ、協働でまちづくりを行うことが理想であると思っております。

この自治基本条例は全国で今年1月30日現在、256自治体14.7%、県内でも県南の5市町村が制定しているようであります。この条例が制定されると、市の条例や計画等は、原則として自治基本条例の規定に適合するように制定または運用されることとなります。また、市民と行政、市民と議会との関係についても、市民参加・市民自治をどう位置付けるかが非常に重要になってまいります。

以上により、自治基本条例の制定については、慎重に検討していきたいと考えております。

3番目の学校給食等については、教育委員会のほうから答弁願います。

(市長降壇)

教育委員会事務局長。

○議長

○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）

第6席、今議員の一般質問でございますが、学校給食についてでございます。

第1番目の食材料の調達については、御質問は地産地消の種類、割合、金額等々と、それから食材の管理体制どうなっているのかとのこの二つかと思っておりますので、その二つについて答弁させていただきます。

地元から調達している食材の主な物、これは米、味噌、野菜、リンゴ等があります。平成21年度は重量で10.3%、金額で1,079万5,000円。平成22年度は重量で14.4%、金額で1,475万円。平成23年度は重量で17.3%、金額で1,427万円となっております。

食材の衛生管理については、文部科学省の衛生管理基準に基づき管理しておりますが、野菜の取り扱いを例としますと、まず、食材搬入時の検収では品質、鮮度、異物の有無などを確認し、調理に入る前に水で3回洗浄し、かつ塩素消毒してから調理します。

また、検収した食材は50g以上を2週間保存管理し、給食に問題がなければ処分しております。

次のアレルギー対策でございますが、食物アレルギー対応食の提供について、市としての考え方という御質問でございました。

ただいま、今議員言われた階上町では、アレルギー対応給食をする場合、一般給食とは別に調理する場所及び食器等の洗浄する場所並びに、食器の保管場所を区別しております。また、給食の献立については、個々に対応したアレルギーを引き起こす食材を除いた献立により調理するため、別に調理員が3名程度専門に従事しています。また、配送については専用調理室からクラス、名前を記入した容器を一般給食のコンテナに入れて配送しているようでございます。

当市の場合、現状では既存の給食センターでは調理室、洗浄室、保管庫等のスペースが確保できないこと、また、専門調理員の増員も要することから困難と思われまます。以上でございます。

○議長

○3番

3番、今 俊一議員。

答弁ありがとうございました。

(今 俊一議員)

通告の順に従って再質問させていただきます。

まず最初に防災計画についてでありますけれども、市長の答弁の中で自主防災組織の補助金の関係ですけれども、この補助金を出しているのは何箇所ぐらい、現行で何箇所ぐらいの所へ補助金を出しているのか、教えていただきたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

それではいま自主防災組織の補助金ということで、これについては今年は何箇所、補助金作成までは5組織しかありませんで、かなり低い19.9%の組織率であったわけなんですけれども、今年度震災を受けて、我々も組織率を上げるという目的のもとに頑張らしまして、今現在22組織ですね、現在52.3%まで上げることができました。来年度以降また予算化しておりますのが54組織ですね。今現在22組織ですので、もう30町会を予定しておりますので、26年度までには100%を目指して頑張っているところでございます。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

わかりました。

(今 俊一議員)

それからですね、国・県の計画の見直しが今年の1月にずれ込んでいくということで、これから市の新しい計画をつくっていくかどうかは思いませんけれども、その場合ですね計画つくる場合に審議会等を、恐らくつくるとは思うんですが、その審議会の諮問機関の構成メンバーはどのように考えておられるのか、恐らく民間の方も当然入ってくると思うんですが、その民間の方の職責はどういうふうにご考えておられるのか教えていただきたい。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

防災審査委員に際して、実は平川市の防災会議条例がありまして、その中で委員が規定されております。人員が20名以内ということになっておりまして、委員のメンバーの関係ですけれども、県の関係、それから警察官関係、消防団、それからNTTとか東北電力、それから運送会社、それから医師会ですね。当然、質問の関係者も入りますけれども、そういうふうな構成が条例の中に詳しくうたわれております。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

わかりました。

(今 俊一議員)

それからですね、市長答弁の中に食料に関して、災害時に民間の会社と協定を結んでいると答弁があったんですけれども、何社ぐらいですかね、どれぐらいの備蓄量を契約しているのかお知らせいただきたいです。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

いまその市長が締結を結んでいるという部分については、例えば資材、それから流通の協定、それから災害時のレンタル機材の提供というもので、実をいうと食料品についてはですね、なかなかその……賞味期限とか、そういうものの関係で今現在は結んでおりません。ただ、県におい

てはコンビニとか、全農あおもりとかと県では結んでおりますので、県には当然要請ができると、それから今後については弘前の広域がありますので、そこいら辺で広域的な協定はこれからも要請するというので今現在考えております。

- 議長
- 3番
(今 俊一議員)
- 議長
- 3番
(今 俊一議員)

3番、今 俊一議員。
わかりました。
これ3問まででしたっけ。

いやいや、いいですよ。

では、もう一つ防災計画について。要するに例えば避難所を指定してあるわけですがけれども、一般の方はそれなりに自分で避難なさったりしていくだろうとは思いますが、要するに災害時の要援護者の関係です。要援護者に関して、恐らく新しい防災計画の中にもそういう規定は設けてくるだろうとは思いますが、要援護者に対しての防災時の取り扱いはい具体的に、例えば民間の老人ホームとかそういう所ですら優先的に搬送してもらえるのかとか、そういうことについてはどういふふうにお考えなのか、教えていただければと思います。

- 議長
- 市民生活部長
(一戸清志)

市民生活部長。

大災害が発生した場合に、市の指定している避難所ではなかなか対応できないケースが出てくるかと思っておりますので、ただいま福祉避難所ということで、高齢者の施設や障害者の施設を運営している社会福祉法人等に、福祉避難所として要援護者を受け入れてもらえないかということで、いまやり取りをしてございまして、3月の末には災害協定を結ぶ運びとその予定となっております。

- 議長
- 3番
(今 俊一議員)

3番、今 俊一議員。

そのように迅速に、それは結論を出して進めていただきたいなと思っております。この件に対しては、また、折を見て質問させていただきますけれども。

次にですね自治基本条例のところなんですけれども、市長の考え非常に検討するという御回答をいただきました。

私も議員になる前にですね、まちづくりとかそういうものに関しては、いろいろ御手伝いをしながら講演にも歩いたことがございますが、私が南部町で講演したときにですね、協働のまちづくりというテーマで1時間ほど講演させていただきましたけれども、その中で要するにちょうど災害の前の年であったんですけれども、非常に南部町というところは、協働のまちづくりということを大きなテーマと掲げてあってですね、それこそその防災計画の中にさっき言った消防、それから医療、福祉、教育、そういうものが非常に整備ささっている町で、大変すばらしい行政システムしいてるなど勉強になったんですけれども、その感じを見てですね、当平川市と比べてみたときに、どうしても当平川市の場合、理屈ではみんなわかっているみたいなんです、そういうシステムづくりが

ちよっと遅れているなというふうに感じましたので、今回この自治基本条例に絡めて、まちづくりということを考えてみたんですけども。

そこでお伺いいたしますが、いま行っているところの市政懇談会の件ですが、私もたまたま保育連絡協議会のほうにですね、いま各種団体との市政懇談会ということで資料をいただきました。私ちよっと事情があって出席できなかったんですけども、長期総合プランのですね各団体にかかわるのを添付して、その中から何か提言とか、御意見ございませんかという方法で行っていたと思うんですが、私たちはそういうのを多少なりとも行政にかかわる仕事をしているので大体わかるのですが、果たして一般市民の方が長期総合プランとかそういうものを添付されても、なかなか理解しうることがあるかどうかと。行政サイドの感覚で懇談会を進めているのではないかというふうな懸念もありますので、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

昨年は、先ほど市長が答弁したとおり、ひざを交えてということで20箇所で開催しました。

今年は、実は長期総合プランの目標ということで、初めての試みなわけですけども、私はそれなりに諮問的な意見をもらえたものと判断しております。

今後は市長がどういう判断をするのか、市長が答弁するそうですので、よろしくお伺いいたします。

○議長

市長。

○市長
(大川喜代治)

今議員の再質問の中で市民との対話ですね。私も議員3期やってきましたので考えるところがありまして、市民と語る会……、正直言って皆さんは、市民の代表として上がって来てるわけですから、それらを今議員はさっき言いましたように、市民のなんでたっけ……、市民の代表者とかっていつも言っているわけですから、そういう意味でいきますと、各議員それぞれ当選する部分の点数を受けて、付託を受けてきているわけですから、議員さん方の意見を聞いて基本的には進めて行ってもいいのかとの思いもあってました。

ですけども、世の中の流れが市民との対話を必要とするということで、市長になって1年目はやりませんけれども、2年目に20箇所回っていろいろ意見を聞いてみました。その中で聞いてみますと、直接の声でするので生々しい声とか、いろいろな部分が出るんですよ。それも広報にも出しましたし。ですけども、そこに集まってくる人たちは、どれぐらいの数だと言いますと、ほんの地域の何パーセントです、何割でもないんですよ。

その人たちの意見がすべてその地域を代弁者になるのかな。そういうような考えで1年やってみた結果、同じことをしてもだめだろうと。今回はそれを別にして、いま部長話したように、平川市で進めている六つ

の部分、ある団体の専門的なわかる人たちを集めて会議をしたほうが、かえって市のことをわかってもらえるだろうと。その人たちはまたその下部の人たちとの連携があって、こういうふうになっているんだと、そういうふうな説明もできるでしょうし、いま今議員が言うように基本計画どうのこうのと言っても、一般の人たちはわからない部分いっぱいあると思います。

あらゆる方法を講じながら、一番いい方法は何かということではいま模索しながら、市民と語る会ということで進めていましたけれども、それらをトータルしまして、さっき基本条例のことも言いましたけれども、その慎重にということでは市民という部分、議会という部分、それから各町会には行政員とか町会長さんとか代表が集まっている会議、団体、市長の立場、理事者側の部分、あらゆる部分から意見は聞けるんですよ。

その聞ける部分をそれで網羅できない部分は、直接聞かなければならないということでやっているんですが、結果的にはそういうような人数しか集まってきてないと。それらを踏まえながら、これから市民と語る会をどのような形にもっていけばいいのか、また、基本条例の部分はどういうふうにしてつくっていかればいいのかを慎重に検討して、市民一人ひとりの意見を反映されたような平川市にしたい。そういうふうな思いでいま模索をしながらやっているところでございます。以上でございます。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

御丁寧な御答弁、本当にありがとうございます。

(今 俊一議員)

それとですね、広報にもその内容は載って私も拝見しました。あれがすべてではないと思うんですが、できれば定期的にでもですね市政懇談会の結果を議会のほうにも示していただければ、やっぱり私たちも市長おっしゃるように、市民の代弁者、代表者という立場もでございます。市民の方が、私もこの懇談会出席して中の雰囲気とか、意見とかちゃんと聞いてればいいんでしょうけれども、いつも同席がかなわないこともありますので、できればその市政懇談会終わった時点で、広報へ載せる時点ですね、議会側のほうにでも書面でもなんでも結構ですので、大体こういうことがあって、こうなったんだと。それを示していただければ、私も大変勉強になりますので、そういうこともこれからのことですので、これから考えていただければと。これは要望でございます。

それから最後に学校給食についてでございますが、現行ではなかなか新しい投資をしなければ、整備面もかなわないということで理解はいたします。いたしますが、私も集団給食を提供している立場でございますが、衛生面、それから食物アレルギーに関しては本当に乳幼児を相手にしているものですから、非常に気を使いながら、配慮しながら、それでもなおかつ事故が起きないようにということで、やっていることなんです。現実問題として、この前も対馬議員からも質問が出ていたかと思うんですけども、いままで事故らしい事故とかはなかったんでしょうか。

- 議長
○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）
○議長
○3番（今 俊一議員）
- 教育委員会事務局長。
いままで事故らしい事故は、なかったと記憶しております。
- 3番、今 俊一議員。
衛生面についてですけれども、恐らく保健所の指導は年1回、最低あると思うんですが、保健所の指導は指導として重視管理と。衛生面の重視管理として、特別先ほど食材に関しては水洗いして塩素で消毒しているというふうに伺いましたけれども、施設面の衛生面でどのような配慮をしているのか、教えていただければと思います。
- 議長
○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）
- 教育委員会事務局長。
それぞれの施設の配慮でございますが、もちろん栄養士がその食を、いわゆる食材、いわゆる給食をつくる作業面、作業箇所では衛生基準に基づいて毎日確認をしております。
基本的には衛生面につきましては、それぞれセンターに配置されている栄養士が、保健所の指導あるいは国の基準に基づいて、衛生面の管理を行っているという状況でございます。
- 議長
○3番（今 俊一議員）
- 3番、今 俊一議員。
いままでいろいろ給食センター運営大変なことだと思うんですが、食材の金額、それから種類ということで説明いただきました。それでですね、これは児童・生徒、保護者の件ですが、食材それから献立等に関してアレルギーの対応は、この前対馬議員におっしゃったとおり、現行でできる範囲の中で意思疎通を図りながらやっているということで理解したんですけれども、保護者からですね私がいま言ったような要望はありませんでしたか。いままでアレルギーの個別対応について保護者からの。
- 議長
○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）
- 教育委員会事務局長。
基本的というか、私どものほうにある給食センターのほうに、保護者からのアレルギー対応食については、要望あったという報告は受けておりません。
また、年1回ですが給食センターの運営委員会が、いわゆる各校長、生徒さんの代表で行っていますが、その際にもアレルギー対応食について、いまのところ話題になったという記憶はございません。
- 議長
○3番（今 俊一議員）
- 3番、今 俊一議員。
はい、どうも。
以上で私の再質問を終わらせていただきますけれども、学校給食に関してはくれぐれも集団事故がないように、衛生面には万全を期して進めたいし、願わくはその食物アレルギーというのは本当に大きな問題ですので、これ市長にもお願いなんですけれども、個別対応ができるような給食センターの運営としていただくことを、お願いいたしまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
- 議長
- 3番、今 俊一議員の一般質問は終了しました。

11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に第7席、18番、福士恵美子議員の一般質問を許します。

福士恵美子議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

福士恵美子議員の登壇を許可します。

18番、福士恵美子議員、登壇。

(福士恵美子議員登壇)

○18番

おはようございます。

(福士恵美子議員)

今議会の一般質問の第7席目を承りました、社会民主党の福士恵美子でございます。

先に通告をしております順次に質問をいたしますので、市長の答弁をよろしく願いいたします。

最初の質問は、地域防災対策についてお伺いいたします。

一つ目として、防災無線施設整備事業についてお伺いいたします。平成25年度から整備予定の、防災無線施設の整備内容及び規模についてお伺いいたします。また、多くの市民への災害についての情報等の伝達体制は、どのようになるのかお伺いいたします。

次の質問の②と③については、今回の議案第17号に関係があり、取り下げをいたします。

次の質問は、地方公務員の給与削減について。

総務大臣の要請による、地方公務員の給与削減に対する考え方についてお伺いいたします。政府は新年度予算案において、国家公務員の給与を平均7.8%削減をし、地方公務員給与も今年の7月より同様に引き下げよう、総務大臣より要請されていると思います。

平川市は町村合併以降、行財政改革で各種手当の削減や退職者不補充や指定管理者制度導入等より人員削減を行い、早くから独自の経費、人件費の削減を行ってきました。その中で公務員に痛みを押しつけてきています。総務大臣の要請どおり行うことを想定しているのか、市長にお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの一般質問を終わります。市長の答弁をよろしく願いを申しあげます。

(福士恵美子議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

第7席、福士議員の一般質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

1の地域防災対策についてでございますけれども、まず、防災無線施設についてですけれども、操作施設を本庁や各支所に設置、屋外スピーカーを市内108箇所に設置し、一斉情報伝達が可能なデジタル防災無線を2カ年で整備するものであります。また、国が配信する有事関連情報を伝達するために必要な全国瞬時警報システムとの接続や、拠点避難所となる小・中学校及び市公共施設への戸別受信機の配備、災害現場の情報収集や連絡手段として連絡用無線機を一体的に整備するものであります。

さらに、情報伝達の多重化を図るため、防災無線と連動した緊急速報メールや登録制メールの配信システムを採用するとともに、市ホームページとの自動連携が可能な情報伝達システムとなるよう計画しています。

その他の機能としては、放送内容を確認することができる自動電話案内の導入と、降雪量や雨量など市独自に気象観測データの収集を行うための、気象観測装置の設置を計画しております。

次に市民への伝達体制につきましては、災害対策本部となる本庁から、市全域や指定した地域ごとへ、各支所からは管轄の地域に対して屋外スピーカーにより放送を行うこととなります。

また、消防庁が配信する緊急地震速報や弾道ミサイルなどに関する有事関連情報は、防災無線を自動起動させ瞬時に屋外スピーカーから放送されることとなります。

さらに、これらの緊急情報などを同時に、市内にある携帯電話へ配信したり、事前にアドレスを登録された携帯電話やパソコンに対して配信することが可能となります。

2の地方公務員の給与削減についての考え方ですけれども、議員御指摘のとおり、地方はいままで自主的に行財政改革を実施し、努力を重ねてきた経緯があります。しかし、国は地方公務員給与について、本年7月から給与削減を実施することを前提として、地方交付税の給与関係経費を削減いたします。この結果、当市のラスパイレス指数は102ですが、100になるまで給与を引き下げ、また、12月の期末・勤勉手当は9.77%、管理職手当10%の減額措置をせざるを得ないと考えております。以上でございます。

(市長降壇)

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

(福士恵美子議員)

最初の防災の関連でありますけれども、まずこの無線ってだれでもやれないと思いますけれども、これに対する講習とか勉強というのは職員が既に受けていると思いますけれども、何人ぐらいの操作できる人たちが講習を受けたものでしょうか。もし、受けておりましたらお知らせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

やはり無線を操作するには基本的な知識が必要でありまして、今年度ですな係員が2人講習を受けて、資格を取ったということでございます。

- 議長
○18番
(福士恵美子議員)
- 18番、福士恵美子議員。
今年2人ということは、いまのところ2人しか受けてないということですか。いまのところ2人しか、その防災の無線に関しては講習を受けていないということですか。これからもそうすれば、受けていくっていうことになるんでしょうか。
- 議長
○総務部長
(古川鉄美)
- 総務部長。
そのことについては、今後また人事異動を加味しながら、計画的な資格を取る方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 議長
○18番
(福士恵美子議員)
- 18番、福士恵美子議員。
屋外のスピーカーを市内に、答弁は108箇所と言ったんですけれども、18日に勉強した資料の中で、109箇所という記憶があるんですけれども、その1箇所の違いはどうしてそうなったのかと、それからそのスピーカーの設置していく所ですけれども、例えばその町会によってはすごく細長く道路に面して細長い町会もありますでしょうし、例えば私は本町ですけれども、本町のように丸くなっている地域の中でですね、南側はどこどこにすぐ近くになって隣が大光寺であったり、それから隣が小和森であったり、柏木もぎりぎり南柳田とか、本当に番地は違うけれどもそういう組織というか形態になっていますので、そのスピーカーを設置するその基本的な考え方を少し申し上げます。
- 議長
○総務部長
(古川鉄美)
- 総務部長。
先日、議案の説明したときには、確かに109箇所と説明しております。設計を組む段階で詳しい打合せをしましたら、108箇所になりましたのでそれについては訂正させていただきます。
それから基本的には設計を組む段階で、すべての地点が聞こえるという原則がありまして、それについては実際に行ってみてですね、聞こえないことがないというのを確認しながら、例えば町会においては三つのものもあるし、スピーカーですね。また、一つのところもあるということになるかと思っておりますので、原則的にはすべての町会の世帯に聞こえるということで考えております。
それから先ほど私2人と言いましたのは、本庁の2人ということで、支所の方ですね、尾上の総合支所、それから碓ヶ関の総合支所の方も2人受けたそうなので訂正させていただきます。
- 議長
○18番
(福士恵美子議員)
- 18番、福士恵美子議員。
18番、福士です。そうすれば今現在は4人の方が講習、操作できる、できるってせば変ですが、講習を受けたということで解釈していいですね。
それからスピーカーのことですけれども、やはりその地域に前から住んでいて放送が入っているなどと思ったら、耳を澄まして聴く準備はできるんですけれども、やはり勤めに行ったり、移動している時間帯にあった場合には、動いてる人とか、それから観光に来ていて、ここにもとも

と住んでいない人たちには、このスピーカーを通して聞かなければいけない、行動しなければならぬ場面が出てくると思いますので、本当に設置する場所においては慎重に設置していただき、平川市にいる皆が安心して暮らせるような体制には十分気をつけて、気配りをしながら、スピーカーの位置というか、そういうものを設定していただきたいと思います。

それでは最後の質問の、総務大臣の要請により国家公務員は既に引き下げられておりますけれども、やはり市長答弁している要素を聞きますと、喜んでだばやるような気持ちでないことが十分感じられました。もしも、自治体で総務大臣のそれにそぐわないことをしたならば、まさかペナルティとかそういうものはないと思いますけれども、その辺についてまずお聞きします。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

ペナルティ以前にですね、もう国のほうで予算化しまして、一律に地方交付税を削減するという方向であります。その代わりとってはなんですが、給与の削減や人員を削減した場合に、地域の元気づくり推進交付金ですか、それを同じぐらいな予算規模で市町村に交付するというところで閣議決定しているようであります。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番
(福士恵美子議員)

地方交付税が大幅に減額されるということを総務大臣がおっしゃっていただきましたので、その削減は7月になれば必ずやらざるを得ないような雰囲気でもありますけれども、いままで本当に行財政計画で人を減らしてきたし、さっきもおっしゃったように本当に職員たちが大変な思いをしながら働いてきておりますので、さらにいま地方交付税を減額することになれば世論、世間に対して公務員は賃金が高いんだよっていうことを誘導していくような感じも受けられますし、この給与の引き下げは退職金にも反映させられるし、あるいはまた年金等にも影響してきます。

いま私たち年金の生活者からしてみれば、年金から介護保険を引かれてきたときに大変ショックを受けましたし、また、こういうことの繰り返しになっていくのではないかとの思いがたくさんあります。曲がりなりにも自治体では努力して、地方自治体に分権をもってきながら、努力してきた成果が、ここで本当に崩れていくのではないかというそういう懸念もありますし、簡単に一律に削減を強いているのに怒りを感じるひとりであります。

そしてまた給料が下がる、高いから下げるような、そういう世の中をつくっていくのは平川市にもあります企業、あるいはまた、市役所の職員に準じて給料をいただいて働いている人たちにも、大変ショックを受けることだと思います。ですから、どうしてもやらなければならないという雰囲気になりましたけれども、非常に悔しい思いをしながら頑張っているわけでありますので、なんらかの形でできないものかなと、ふと

いま考えておりますけれども、残業手当にしてもですね去年から今年になって少しでも残業手当を上げていくような、予算の組み方をしているのかどうか。

残業手当というのは、勤務終了後に仕事をしている方にあげる金額、お金ですけれども、5時閉庁のチャイムが鳴ればすぐ帰る職員もいるし、どうしても帰られない職員もたくさんありますので、それらのことも十分考慮しながら、働く意欲をなくしないように少しでも考慮していただきたいと思います。

そして残業した後には、お金でなくて代替えの休暇とかまだやっているんですか。休暇を与えたとしても、忙しいところはその休暇すらも取れない状況なんです。土曜日、日曜日関係ない課もたくさんあります。職員もたくさんおります。ぜひともそういう点においては、やはり職員が一生懸命働いているんですから、そしてそれに似合うような給料、あるいはまた、手当を与えてほしいなと思うのはたくさんいると思いますし、職員はそれを希望しております。ぜひとも。どうしてもだめだったら残業手当で、少しでも働く意欲を持たせるような考え方はないのかどうか。去年より今年はその残業手当について、多く見積もっているのかどうか、お答えをお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

確かに合併後ですね、合併効果というか職員を削減する効果によって財政力を強めるために、職員を削減してきたわけですけれども、我々もまたその中で行政サービスを落とさないということで、一生懸命皆さんにも御協力を願ったわけですけれども、超過勤務については今年も予算化するには昨年度より2割増ということで、職員にもそこいら辺は理解していただきたいということで、また、来年度以降の超過勤務についてはまたそういう対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番
(福士恵美子議員)

残業をしていて休日勤務した人には、代替で休日を与えているというそういう制度はいままだありますでしょうか。お願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

当然、代休制度として、超過勤務が当然予算内の超過勤務ですので、予算がなくなれば代休ということで基本的には行っております。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番
(福士恵美子議員)

わかりました。やはり市民のために一生懸命働いている職員が、去年も給料下がられたし、今年もまた7月になれば下げられるということで、非常に悔しい思いといたしますか、そういう思いをしている人がたくさんいますので、ぜひとも残業手当はどんどん去年よりも多く、そして職員がなんといっても市民に心からサービスができる、そして安心・安全、市民の命を守っていくためには、やはり働く意欲を欠かないようなそう

いうシステムづくりに、市長はじめ皆さん頑張っただけであれば幸いと思います。願わくば、昨年の給料の削減のときにでも、自治体の首長が判断して蓬田の村長とか、多分田子町もだと思えますけれども、独自に削減をしないでとおしたという経緯もありますので、そういうのもなかなか難しいと思えますけれども、そういう考え方もあるんだということも一生懸命働いている職員に示していただければ幸いと思っております。

市長、一言。喜んでやるんでなくて、しかだねぐやるっていうそういう気持ち、先ほどの答弁でよくわかりましたけれども、そこ一つなんとかお願いをします。

○議長

市長。

○市長

(大川喜代治)

福士議員のおっしゃるとおり、下げなければいいのが一番いいんだと思います。また、言われたように平川市は3町村が合併をしまして、職員も大幅に削減をしていますし、管理職、議員の皆様方も50人近くの部分が今現在20人まで落としてきているわけですし、あらゆる部分でトータルで国の進めてるっていいですか、それに沿った行政運営をしてきていまの平川市があるんだと。

それでもなおかつ……、これから予算の特別委員会で議論になるわけですが、公債費率15%から16%ということを目標に、辛抱してもらおうとことは辛抱してもらって、やらなければならないものはやる。そういう意味合いで進めてきました。ただ県の部分、例えば広域圏の部分、国には昔からよく言われるお上には勝てないという部分ありましてね、蓬田村とかそういう部分ではそうしてやっていると聞いていましたけれども、平川市の部分はそれとまったく同じような立場では、いまの部分はここで明言はできませんので、最小限の範囲内で頑張ってもらって、先ほど総務部長言いましたように、別な部分でなんとかカバーしていけるような体制を取りながら、市民の生活、また職員の生活給ですので、大変な世の中になってきましてけれども、それを守れるような部分で運営していきたいと思ってましたんで、御理解をいただきたいと思えます。

○議長

18番、福士恵美子議員の一般質問は終了しました。

次に、第8席、10番、齋藤政子議員の一般質問を許します。

齋藤政子議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

齋藤政子議員の登壇を許可します。

10番、齋藤政子議員、登壇。

(齋藤政子議員登壇)

○10番

(齋藤政子議員)

8席、齋藤政子です。

一般質問を始める前に、2年前のあの日、3月11日も一般質問をしていました。早いものであれから2年が経過いたしました。昨日、今日とテレビ等で特集が組まれておりますが、いまさらながら津波と原発の怖さを感じました。

亡くなられた方、行方不明者の冥福を祈るとともに、被災地の皆様が

一日も早く元気を取り戻し復興されますよう、心からお祈り申し上げまして一般質問に入ります。

旧つがる農産物加工センターについてと6次産業化への取り組みについての2点について、市長にお尋ねいたします。わかりやすく、そして御理解ある御答弁をお願いいたします。

青森県には日本一の特産物がいろいろありますが、私たちにとって青森県といえば、やはりリンゴではないでしょうか。その中で平川市は津軽地区のほぼ中央にあり、今年は特にいろいろな賞をいただき、平川市のリンゴを名実共に全国に広めたと思います。

しかし、日本一のリンゴの生産地でありながら、生産者はほとんどJAとか市場に出荷し、あとは加工用として販売、ジュースにする、家庭で食べるのがほとんどだと思います。

確かに宅配を行ったり、遠くに販売に行くなど、いろいろ行っている人もいます。しかし、ほとんどの人はリンゴづくりは日本一でも、6次産業や加工となると、「それなんだば」、「わさだばなも関係ない。」という人が、まだまだ相当数いると思います。

また、リンゴの加工品は、少し前まではジュースを除いて成功した物はないと言われましたが、いまではいろんな加工品が出回り成功しております。その中でこの1年間で特に目立ってきたのが、野菜・果物の乾燥物の販売です。確かにいまは、どこの直売所やスーパーにもこのような商品が並んでいます。少し遅すぎた点もありますが、いま国の政権も代わり新たにTPP問題に直面しているいまだからこそ、農業を守る、食を守るためにも、地域ぐるみでこれに取り組むべきだと私は考えております。

そのためにも、通称「加工センター」は、いまどうなっているのか、活用できないものか。また、市として、野菜、果物の乾燥機の導入に対して、助成できないものかお尋ねいたします。

1、旧つがる農産物加工センターについて。私たちは通称「加工センター」と呼んでいます。正式名称は中南地域県民局地域農林水産部食品加工研修室だそうです。あそこの施設は、現在どのような状況でしょうか。施設は何年に完成し、また何年から現在の職員がいない状況になったのでしょうか。使用回数は年何回か、その中で平川市民が使用した回数はどれくらいでしょうか。中には何種類の設備があるのか。設備されてる機械なども大分古くなってきたのではと思うのですが、加工センターの現状と、これからについて市長の考え方をお聞かせください。

2、6次産業化への取り組みについては先ほども述べましたが、農家はつくっているだけではだめだと思います。私は直売所の役員ですが、店はいつもお客様でいっぱいです。特に土曜日、日曜日は、県内外の御客様が多くみられます。御客様は何を望んでいるかといいますと、おいしくて、新鮮、そしてなによりもいまは安心して食べれるということで

す。会員を平賀地域に限定しておりますので、品目は当然、平賀地区から取れた物となります。そしてそれを直売所の1番の売りとしております。

つい直売所の話になりましたが、個人のこれは願いではありません。平川市には高冷地野菜もあります。ニンジン、キャベツ、大根など長期間乾燥して保存できるなら、市場への販売はもちろん、学校給食など広範囲において活用できると思います。また、個人の農家でも旬の野菜、果物の収穫は短期間ですが、乾燥することによっていつでも食べれる、それが自分を守り、家族の健康を守り地域を守ることだと思えます。そしてこれが地産地消だと思えます。

今回の一般質問は、いまの農業情勢からみて農家はもっと力をつけなければならない。そのためにも、果物・野菜乾燥機の導入に対して助成してほしいという趣旨です。どうか趣旨を御理解のうえ、御答弁をお願いいたします。

これで、壇上からの一般質問を終わります。

(齋藤政子議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

第8席、齋藤政子議員の一般質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

1番目の旧つがる農産物加工センター、名前が非常に長くて皆さん齋藤議員の質問の中で聞いたと思いますので、加工センターということでお答えをさせていただきます。

一般利用については、中南地域県民局に利用申込し、材料等を持ち込む実習方式の自己課題解決研修となります。利用者数は24年度では25年1月現在で平川市民が1回で3名、それ以外が7回で27名であります。平成21年度から常駐職員がいない体制で運営がされているなかで、県から意見を求められたことがあります。活用しやすいカリキュラムの設定をお願いしております。

県においては、一般利用のほか、青森県産業技術センター農産物加工研修所による、農産加工商品化研修に食品加工研修室を活用し、新技術に関する知識習得や試験研究成果等の普及を図っていくとしております。

2番目の6次産業化への取り組みについてですけれども、国の6次産業化総合化事業計画の認定に基づく6次産業化推進整備事業により、2分の1の国庫補助金が交付されています。市においては、その6次産業化推進整備事業に採択された事業に対し、国庫補助金の4分の1の市補助金を交付しております。それ以外では、相当の事業の成果が期待できる場合、市の地域経済活性化補助金の可能性があると思えます。

加工研修室に新たな乾燥機を導入することについては、県が既存の設備で施設運営をしているなかで、市が新たな機材を導入して県の施設に

設置することは実現が難しいものと思います。あくまでも研修施設として設置されたものであり、商用利用のための製造はできませんので御理解をお願いしたいと思います。

齋藤議員の一般質問に、大枠でお答えをさせていただきました。補足の部分は経済部長のほうから答弁させます。

(市長降壇)

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

御質問の中に、この施設がいつから使われたのかということと、それから利用状況についてというふうなことがありましたので、その辺を補足いたします。

まず、いつから使われていたかということは、平成10年4月から施設の運用が開始されました。また、御質問の中にもう一つ、どんな機械があるのかとありましたが、平成21年の食品加工研修室になった時点で、六戸のほうに搬出した物もあるということです。その種類、その個数等については、いま確認されておられません。

それから研修室での加工の状況であります。まず、平成21年は全部で27回利用され、それに参加された方は全部で90人でした。その中で平川市の団体の方が2回、その2回で合計の人数が4人。22年が全部で22回、70人でした。その中で平川市が4回、20名の方。それから23年が全部で18回、参加人数が71人。平川市が8回、43名の方が利用されたと。それから24年度ですが、これは1月までの統計であります。全部で7回、これに参加された方が全部で27名。それで市長がいま答弁申し上げましたとおり、平川市民は1団体で3名の方が参加されているという状況です。以上です。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番
(齋藤政子議員)

市長の答弁でよく聞き取れない点が少しあったんですけども、それはいいです、後で聞きますけれども。

私が加工センター取り上げた点はですね、いままでも取り上げた経緯はあるんですけども、私はここに最初、乾燥機を入れて使えばいいんでないかなあ、あの施設もつたいないなあと考えたけれども、ただこのいままでの状態であくまでも研修施設だと、その中に加工機械を持ち込んでやることはできない。これはもつともですね、現状がそうなんですからね。そうでなくて、県のほうでこの加工施設をどう思っているのかわかりませんが、御荷物とは思っていると思うんですよ。ですから平川市で払い下げてもらえばどんだけなという案で、研修施設というのは取っ払って、いまの状態では研修施設で販売する物をつくるのができないんですよ。それで結局、研修施設の名目ですからね、いろいろな物作りたいてしてでも、販売まで……、研修施設だはんでそうなんだけれども、それを取っ払って払い下げてもらえばどんだけだべと思って。県の考え方って、それで先ほど市長から県から意見を求められたと、意味

わがらないんですけれども、この意味ちょっと教えてください。県から意見をなんで求められるんですか。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

県から意見を求められたというのは、ここの施設の利用について平川市の意向、例えばもう少しこうすれば利用者が利用しやすいのではないかと、そういうふうな意見がありました。というふうなことを市長が答弁で申し上げた内容であります。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番
(齋藤政子議員)

わかりました。じゃあその後の市長の答弁が結びつきますので、そのことはわかりました。

それです、長々とした名前はともかくとして、この加工センターの窓口ですね、それと申し込み方法、電話でどういうふうにして申し込むのか、窓口はどこにあるのかお願いします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

青森県中南地域県民局の農業改良普及室が窓口であります。また、黒石にある分室ありますが、そこでも受付いたします。御電話等で御相談のうえ、自己課題を解決するための指導をしてもらう。というのが主な内容になってございます。以上です。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番
(齋藤政子議員)

弘前市の合同庁舎の中かなと思いますけれども、申し込みはどのようにしたらいいんですかと私聞きましたら、申し込み用紙をもらってそれに記入して出してくださいと行って言っていましたけれども。市のほうでは加工センターは県のもんだからってそれで終わりなのか、どういうふうにかんがえているのか、変に機械古くなってもらってでも、まあ御荷物だわなあっていう考えなのか。私がこの加工センターの一般質問をした後ですね、県とか県民局に電話なり、行くことはしなかったでしょうけれども、電話なんかしましたでしょうか。また、出向いてお話をしましたでしょうか。まったくしなかったでしょうか。この三つから一つお答えください。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

いまのクイズの回答をいたします。

年に1回から2回ですね、これについては意見交換という形で、この施設のあり方について、中南県民局と話し合いはしております。平川市ではどういうふうな利用がふさわしいと思いますか、それに対して市ではこれこれこうならいいと思います。というふうな内容の私的な、あくまでも市長から決裁をいただいて、それに基づく公的な話ではない。あくまでも私的な話ですが、そういうふうな意見交換は年に1、2回しております。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番

よくわかりました。

(齋藤政子議員)

それで市長にお尋ねしますけれども、この加工センターについては市のもんでないからということで、まったく視野の外にあるのか、1回ぐらいは考えたことがあると思うんですけれども、私がこの一般質問したうえで、どうとらえましたでしょうか。お聞かせください。

○議長

市長。

○市長

(大川喜代治)

齋藤議員の今回の質問の前にもまた何回か、この加工センターについての質問がありましたし、あそこにああいうふうな施設がある、それを使えない、使えないというよりも、県のいまの状態を進めていくと結果的に、先ほど部長が話したような形の使い方よりもされていないというのは、非常にもったいないなと思っています。できるものであれば、それこそ平川市で自由に使えるような形でやればよいなどは、心で思っているいろいろ調べてみたんですけれども、簡単にあの施設を市で持ちますとそれを維持していく部分、また加工センターの中の機械とかそういうのを動かしていくには職員、専門職が少なくとも2、3人がいなければならないと。そういうことが県との話し合いの中でなっているようで、自由に平川市に使っていいですよっていうような、公表段階にはないと聞いていました。

そういうことで、あの建物を有効利用すれば6次化をしていくのに機械もあるんですから、農家のつくった物をいろいろな加工して販売して、所得も上がっていくことになるわけですので、今日の一般質問をとらえながら、県との交渉を進めながら、逆に平川市としてそれを無償譲渡に、黒石で無償譲渡になっているところあるんだはんで、無償譲渡してくれるかもしれません。ですけれども、その維持と人件費とかを考えてみた場合、費用対効果の部分でどういうふうになるのか、そこいら辺も考えながらこの問題に対応していきたいなと思っております。考えていないわけではないです、いつも、この間寝ないで考えてあったんだけど……、常に考えていましたんで。

また、齋藤議員は平賀の女性部とかそういう部分でいろんなリーダーですので、意見交換をしながら活用できて、平川市の発展のためにできるように県とも交渉をして、いい方向にいければのっていきますし、やはり私としては、平川市がそれを持って市民全体に対して不利益になる部分になるのであれば、どんなものに対してでもそこいら辺は十分に検討して対処していきたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番

(齋藤政子議員)

確かにですわいま市長がおっしゃったとおり、現状のままで県も完全に御荷物だと思いますよ。ところが現状のままでらって、あのまま維持するんだったら失敗すると思います。あの中身はほとんどいらないうし、機械もほぼ動いてますけれども、15年もたってどうなのかなという部分もありますので。それはそれとして利用活用するために、市長

いまおっしゃったとおり、いろいろな形で無料で払い下げして、市のためになるように頑張ってもらいたいと思います。

ところで肝心の私の今回の主旨であります、その乾燥機ですが、実は私いま言われたように、女性部のほうの先もやっていますので、この間、広範囲にわたって女性部長たちが集まって話しましたところ、乾燥機がほしい人と手を挙げさせたら、全部挙がりましたね。すべての地区の部長が自分のところに乾燥機がほしい、ほとんどいまそういう状態です。

ですので、私もいまよく考えてみまして、こういう自分で一般質問に取り上げておきながら、こった加工センターさかがってれば後3年はかかると思って、それよりも一番いい方法は、加工センターは加工センターとして平川市に無料で払い下げし利用価値を考えると。

やっぱりこの野菜、果物なんでもですね、本当になんでもいまやっています。最初のあたりは、2、3年前から女性部ではその話が出ているんですけども、最初のあたりはまだジメジメして、「ああ、これくらいのものかな。」というようなものでしたので、積極的に動きませんでした、いまでは本当に野菜とかいろんな野菜が出てますね。なすとかも乾燥して、今現在も販売してますし、ほかの直売所でね。いろんな物が見られます。

ですのでこういう時期ですので、一番いい方法はどれかなと考えてみましたところ、私が考えるには各地域にあるリンゴジュースの加工場、あれにくっつくのが一番いい方法だなと思います。あるリンゴのジュース加工場にすべてくっつくのではなくて、碓ヶ関に一つとか、尾上に一つとか、平賀地区が一つとか、二つとか。そうすれば水あるし、電気あるし、リンゴの収穫時期にすばっと合わるし、手間暇もそんなにかがらないし、これは一番方法かなと。

私一人で考えましたけれども、これ今回取り上げないと今年の秋の収穫時期に間に合いませんでしたので、これからいろいろな団体とこういう話をして、ぜひぜひものにしたいと思っていましたので、そのときはどうぞお力を貸してください。まずは部長のところいろいろ協力を仰がなければなりませんので、部長、なんとかよろしく願いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

私のような者の力がどれくらいなのか知りませんが、政策的なことですので、私でいいかどうかちょっといま判断に困っていますが、私であればできるだけ協力したいと思います。

○議長

10番、齋藤政子議員。

○10番
(齋藤政子議員)

あなたが協力してくれれば、私は百人力でございまして、これから一生懸命がんばっていきたくと思いますので、よろしく願いいたします。これで一般質問を終わります。

○議長

10番、齋藤政子議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため13時まで休憩します。

午後11時55分 休憩

午後1時00分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、13番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において齋藤律子議員の一般質問を許可します。

13番、齋藤律子議員、自席で質問願います。

○13番

13番、日本共産党の齋藤律子です。

(齋藤律子議員)

今日は東日本大震災から2年になります。2年前も同様、一般質問を行っていたこの午後の時間にまた重なることになりました。金曜日からはじまった質問ですが、9番目、最後となります。お疲れのところではありますが、明瞭な御答弁をよろしくお願いをいたします。

最近、質問原稿が長くなると答弁も長くなる傾向にあることから、質問内容を短く簡潔にしたつもりです。質問趣旨については、既に打合せ済みですので御協力をよろしくお願いをいたします。

まず最初の質問は、行政サービス向上についてお尋ねをします。

1点目は、職員の退職と採用の動向についてお伺いをします。平川市行政改革大綱実施計画において、職員数の削減がこれまで実施されてきています。大川市政になる前、調べたところでは合併から100人職員が減っていると記憶しています。あれから3年、国家公務員並みに給与・退職手当削減の動きがあることから、定年を待たずに退職するケースも考えられ、さらに退職者が増えることも予想されています。現段階を基準に、これから数年間における定年退職者数、並びに職員採用の予定者数をお伺いいたします。市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、市民サービスの低下をまねかない取り組みについてお尋ねをいたします。平川市行政改革大綱実施計画のもとで、職員削減が行われ、指定管理者制度導入や、支所の機能の縮小などが行われているなか、行政改革大綱実施計画は市民の利便性が向上する質の高い行政サービスの提供を掲げ、市民の立場に立った便利で利用しやすい行政サービスの提供をうたっています。その中で労働過重や、繁忙期には市民が集中したりする特に窓口業務。職員も体調を崩したり、長期休暇を取るなどの事態が発生しています。

限られた職員数の中で、行政改革大綱実施計画に掲げた行政サービスの向上を、市民へ低下させることなく行っていくには、従来の考え方とは違う方法を考えていくべきではないかと思っているところです。係にだけ仕事が集中するやり方ではなく、窓口業務のある課は特に課をグループと考え、業務を誰でも複数対応できるようにするとか、これまでの

発想を変えていく必要があります。市民サービス低下をまねかない取り組みについて、どのように今後考えているのかお尋ねをいたします。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、自席で答弁願います。

○市長

第9席、齋藤律子議員の質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

1の行政サービス向上について、①の職員の退職と採用の動向についてでございますけれども、本年度末で退職する職員は19人です。その内、勸奨退職を除く定年退職の職員は13人で、消防・技能労務職等を除く行政職は10人です。また、来年度の採用予定職員数は行政職10人となっております。

②の市民サービス低下をまねかない取り組みについてですが、今後数年間にわたり職員の大量退職を控えていることから、組織機構の見直しに着手し、簡素で効率的な行政運営による行政サービスの維持・向上を目指しているところであります。また、市民との接点である窓口についても、利便性を向上させる取り組みを検討しているところであります。繁忙期や職員の長期休暇等に際しては担当する業務が滞らないよう、課内及び係内で事務事業に対する情報共有や職場内研修の充実等をなお一層図り、サービスの向上を図ることとしております。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

答弁漏れがあります。

(齋藤律子議員)

1項目目の退職者だけでなく、職員採用もお尋ねしました。

○議長

言いました。

○13番

13番、齋藤律子議員。

(齋藤律子議員)

退職者19人、それから予定者が13名ということですか。

○議長

採用予定者……10人……。

○総務部長

総務部長。

(古川鉄美)

ただいま退職する職員が19人。その内の勸奨退職を除く職員が13人ということでございます。

○議長

新採用は。

○総務部長

総務部長。

(古川鉄美)

先ほど市長が10人と言ったとおりです。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

失礼いたしました。通告では、ここ5年間ぐらいの数字をあげていただきたいということでお願いをしていたんですが。それは時間がかかるので、本来ならば私も数字を聞いて質問をするのがいつも常ですが、時間がまとめるのにかかるということで、一応勸奨退職を除く定年退職者数の今後の予想。現段階を基準にしてということで、お尋ねをしたわけです。そこはどのようになっていますか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

いまのところ行政改革大綱でも、議員の皆様には後ほど配布することになっておりましたので、まずこの中ではですね、まず最初5年間について申し上げますと、25年度が15名。それから26年度が退職者数が20名。27年度が20名。28年度が20名。29年度については17名の予定でございます。それから採用についてはこれ現在の計画ですので、この後また勸奨退職者も出ていますので変更になるかと思いますが、今現在ではこれについては27年度まで計画を立てていまして、25年度が10名。26年度が10名。27年度が14名という現在の計画でございます。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

そのように初めからお答えしていただければよかったです、言いたいことは退職者が増えて、そして採用が少ない。確実にこのままでいけば職員はぐうっと減っていくことになるわけです。

それで2点目の質問なのですが、そういうなかで具体的ないま、課では情報を共有したり、課の中での研修などに努めているということですが、具体的に市民サービスを落とさない、十分に向上させていく取り組みは具体的なものは聞かれましたが、そこはまだ持っていないということですか。これから研修していく、これから検討していくということですか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

実際合併後、議員おっしゃったとおり108名の削減をしてきたわけですが、前日の一般質問でもやりとりがなされましたけれども、地方交付税の保障されるという期間が合併後10年。旧町村の人口の中で、それだけの保障されていたわけですが、10年後には、そしてまた段階的には、そのまた5年後に地方交付税が10億削減される予定でございます。そのなかでやはり財政力を高めるためには、職員を削減するしかないということで我々も財政改革に努めてきたわけですが、

例えば類似団体において合併しなかった場合、302人という数字が同じ人口で出てきておりました、この数値を目標に定員適正化計画を定めているわけですが、そのなかではやはり原則的には技能職員については採用しないでパート化。それから一般職、行政職については住民サービスの低下をまた招く可能性もありますので、できるだけ削減しない方向でいっております。

具体的今後どういうことをしていく予定かといいますと、今年も組織機構の見直しをしております。それから今後とも指定管理者制度、それから先ほど窓口事務が繁忙になれば住民サービスの低下を招くということで、例えば産休職員や窓口の病気休暇が出た場合にはその部分については、職員を採用させるということで、臨時職員で対応するというところで予算化もしています。

それからもう一つは、ちょっと長くなりましたけれども、窓口サービスの充実を求めるということで、庁舎内でその検討委員会をつくって、

窓口サービスの充実を図るということで検討しておりますので、今後具体的な対応をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

初めからそうおっしゃっていただければいいのですが、前置きが長いのでなかなか答弁が出てこない、こういうことでもあります。今年度から病気休暇、長期休暇に対しては臨時職員をあてる予算を取っているということですね。そういうふうにすぐ答えていただければ、そんななんだから会議録が長くなることはないじゃないでしょうかね。

それでまず病気休暇それはわかります。ただ窓口業務が係制度をとっているわけですね。その係制度が繁忙期になると係の者が対応して、よく窓口のカウンターの椅子の所で待っていたりする人が多く見られたりします。それから助太刀に入るんですが、なかには説明が違うということも聞いております。それは当然ですね、係でないところまでわかりませんから説明がちょっと違うと、こういうこともあります。

私は、そういうことを市民サービスとして解消していくことが必要ではないかと取り上げているわけです。長期休暇や病気休暇に対しては、臨時職員をそれはそれで対応してくれるということですから、こういう窓口業務をこれからどんどん職員が減っていくなかです、もちろん有休も消化しなきゃあならない。

そういうなかで、やはり課としてグループとして考えて、窓口の業務というのは大体決まっておりますから、それをその課の人たちはやっぱり全員覚えていく、こういうことが必要でないかと言っているわけです。そこをいろいろ言えば、まだ考えていないようですので、なんとかそういうふうなことを考えてもらってですね、市民の人が窓口に来た場合に、今日係がいなくて詳しいことはわからないとか、そういうことまた帰されることがないようにしてほしいということで取り上げておりますので、まだ検討していなかったらぜひ検討していただく。

この分だと採用が少なく、退職者が確実に退職して職員数が減っていくことになるわけですから、やっぱりいままでの考えを変えた発想でないと乗り切っていけないのではないかと。現にこの行政改革大綱実施計画にはそういうサービスの向上を掲げているわけですから、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

それでは2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、生活保護行政についてお尋ねをいたします。

1点目は、生活保護費引き下げの影響と影響額についてお伺いをいたします。生活保護基準は憲法25条が保障する、健康で文化的な最低限度の生活の基準で、生活保護基準が下がれば最低賃金の引き上げ目標が下がり、労働者の労働条件に大きな影響が及びます。また、生活保護基準は、住民税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援

法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準など、福祉、教育、税制などの多様な施策の適用基準にも連動していきます。

生保基準の引き下げは、現に生活保護を利用している人の生活レベルを低下させるだけではなく、国民生活全体に大きな影響を与えるものです。そしてこのことは、社会保障制度が恩恵を及ぼす対象者の水準・範囲を縮め、社会保障すべての引き下げにつながる大問題です。

生活保護費の引き下げに伴う影響については、それぞれにお伺いをしたいところですが、今回は生活保護費の引き下げは平川市の現状からみて、影響額はどのようになるのかお尋ねをいたします。また、生活保護の要否判定で、1,000円や2,000円の小額で否となるのは、何件くらいの見込みになるのかもお知らせください。市長答弁をお願いいたします。

2点目として、福祉事務所の資質を高める取り組みについてお尋ねをいたします。

現在、平川市の福祉事務所にはケースワーカーが5人いると聞いています。平成18年1月1日に合併し平川市となったときは、生活保護受給世帯数は280世帯、人員は385人でした。それが平成24年12月末では生活受給世帯は411人、世帯人員は550人になっており、合併時からみて1.5倍弱となっています。社会情勢を反映してか年々増えている状況にあります。ケースワーカーの担当ケースは、現在80世帯を超えています。受給者による話を聞きますと、家庭訪問に前ほど来なくなったとか、新任者だと相談したいことがあっても遠慮がちになるという声が出ています。

人事異動により一般職から福祉事務所に配置換えとなり、ケースワーカーになるため社会福祉主事資格認定講習を受講し、資格を取得することになりますが、日ごろ専門に教育を受けた職員採用も必要ではないかと思っています。

福祉事務所の資質を高めるための取り組みについて、専門性を身につけるための研修なども必要ではないでしょうか。忙しく実務に追われ、生活保護行政を覚えきる前に短期で異動になり、またこれを繰り返す。こうしたことでは福祉事務所の資質向上につながらないと考えます。福祉事務所の資質を高める取り組みについて、どのように考えているのかお知らせください。市長答弁をお願いいたします。

市長、答弁。

2番目の生活保護行政について、①の生活保護費引き下げの等の影響の質問でございますけれども、生活保護費の引き下げについては、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施することとなっております。

生活扶助基準の見直しについては、夫婦と子1人の3人世帯では8.5%の減、夫婦と子2人の4人世帯では14.2%の減、高齢者の単身世帯では4.5%の増、高齢者夫婦の2人世帯では1.6%の増、単身世帯の20歳代から50歳代では1.7%の減、母親と子1人の母子世帯では5.2%の減となる

○議長

○市長

(大川喜代治)

検証結果が厚労省の社会保障審議会生活保護基準部会から報告されております。

都市部と町村部では基準額が異なることから、詳細はまだ決まっていないので具体的に算定はできませんが、仮に検証結果で示された数字で試算した場合、当市の影響額は23年度決算額から試算すると3年後には、1カ月当たり約131万5,000円の減額となります。また、1,000円から3,000円くらいの引き下げを仮定して生活保護の要否判定を検証してみたところ、当市で現在生活保護を受けておられる方で非該当となる世帯はありません。

それから、②の福祉事務所の資質を高める取り組みについてでありますけれども、専門性を高めるには、ケースワーカーとして経験が必要であり、短期間での異動は好ましくないと考えております。また、知識の向上を図るために厚労省で実施している社会福祉セミナー等の研修会に参加させております。また、課内においても事務改善やミス防止に向けて打合せ会議を開催しております。

保護世帯の増加により担当ケースが80世帯を超えていることから、ケースワーカーの増員も検討が必要だろうと考えております。家庭訪問については、ケース分類によって定められておりますが、最低でも1年に1回以上の訪問が必要とされておりまして計画的に実施しております。新任者の家庭訪問については、最初はベテランケースワーカーと2人で訪問するよう努めていますので、御理解をお願いしたいわけですが、現実的に担当の職員は、大変苦勞をされているという実態は私もわかっております。以上です。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

それでは、一問一答させていただきます。

生活保護費は3年間で削減をしていくということで、それに照らし合わせると23年度の決算で年間131万5,000円。これは1年目は少ないのではないのですか。この数は2年目、3年目で増えるのではないかと考えているのですがお尋ねをします。

○議長
○市民生活部長
(一戸清志)

市民生活部長。

先ほど市長の答弁でも言いましたけれども、3年後に、最終的にこの131万5,000円に至るということでございます。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

市長が答弁したのは、3年後に131万5,000円大体削減になるということで、3年ごとに段階的にやっていくんですが、これは1年間当たりと先ほど言いましたのでそのようにとらえましたが、3年後にこういうことなのですか。全体では何百億円、1年目は150億円とか、こう言われておりますのでお尋ねしたんですが。そこをもう一度正確なもの。私の認識が間違っているのか、答弁を聞き間違えたのかどうか。私は1年間という、1カ月当たりとこう言いかけたんですが、1年ということで聞

きましたのでもう一度お願いをいたします。

それから1,000円から2,000円、このちょっとのところではいろいろな年金をもらっている人などですね。年金を下げられているから影響がないと考えるべきなのか。それからそれほど平川市は、無年金に近い方が……ほとんど受給している状態にあることから、その1,000円か2,000円のところで要否が逆転する、まずいままでよかったものが年金受給したのでちょっと1,000円が高くなってしまった、生活保護基準から。それで今度はだめになったという。こういうことも過去にはありましたのでお尋ねをしたんですが、平川市にはそのような該当するものはないということですから、それほどやっぱり生活保護基準の人が多いのではないかと答弁から思ったのですが、いまのところちょっとお願いをいたします。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(一戸清志)

まず最初に市長の答弁ですけれども、私もそのように聞きましたけれども、3年後には1カ月当たり約131万5,000円の減額になると。そのように答弁したと私は理解してございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

3年後には1カ月当たり、1年とも言ったんですが。それが正確なわけですね、市民生活部長が。メモしてるのでは私そうになっています。そうすれば大体131万5,000円、いまの状態から3年後には1カ月当たり131万5,000円少なくなると。影響が出るんだと。それが現在で言えば411世帯、550人の人に影響があるんだということ。それ3年後ですから、この数字は多くなるか少なくなるかはわかりませんが、そういうことになるわけですね。もう一度そこ確認します。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(一戸清志)

3年かけて段階的に引き下げしていくということでありまして、我々が示した数字は3年後の最終的に減額される額、それを1カ月当たりで約131万5,000円と試算したということで報告しております。

また先ほどの、齋藤議員は質問で2,000円とおっしゃったと記憶してまずけれども、もともと質問の趣旨では1,000円から3,000円ということで我々承っていたということで、1,000円から3,000円で検証したということでお答えしましたけれども、要するに今現在生活保護を受給されている方の、いわゆる最低生活費と実際の収入。その差がいわゆる生活保護費の扶助費になるわけでございますけれども、その1,000円から3,000円のところではその差で非該当になる方は、いまの受給者ではないだろうというそういうことでございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

それから、福祉事務所の資質を高める取り組みについてということですが、この問題は先ほども、要するにこの福祉事務所には長年専門家になるまでは留めるつもりはないという、そういう類の市長の先ほどの答弁だったと思うんですが、私はここにずうっといっていいということではない

んです。やはり専門教育を受けた人、福祉の理念とかそういうものを学んだ人と、理学の勉強をしてきた人とはまた全然違うものがあるわけですね。そういうことで、そういうような勉強をした人なども採用するべきでないかと。できればそこでやっぱり短期に……、ここにずうっとかかわるというのもこれ大変なことです。逆に言えばここは要するに原点なわけですね。人間の尊厳とかを学ぶところでは原点なわけですから、そこにやっぱりかかわっていく、職員として。それも必要ではないかと思っています。そういうことからやっぱりある程度、その生活保護行政に対して熟知をして、そしてまた別なところに行くとか別な仕事ではいかされるものだとは思いますが、やはりここにきてわからないなかで受給者を傷つけるような言動とか、そういうことが多々あるわけです。制度を理解していないために、やっぱり言うてはいけないこと、自分の感覚で言うてしまう。そういうことがあるわけですから、そういう意味でちゃんと整合性を高めてほしいと言っているわけですが、このところではこれ以上言いましてもいろいろと出てこないと思うのですが、部長そこいら辺は、1年やってみてどのように自分としてはやってきたつもりであるか、一言お願いをいたします。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(一戸清志)

専門教育を受けた方の採用ということも、一つの考え方として当然あるかなと思います。私も県外の福祉事務所長さんたちと話す機会もありますけれども、現実にはよっぽどの大都市でそういう方針でやっているところはありますけれども非常に少ないです。また私が思うには逆に福祉畑以外の道を歩んできた方が、生活保護の事務をケースワーカーを担当とすることも、逆に別な意味での理解、住民生活の実態を別な角度から知っている職員が、最後に福祉行政にも臨むということは、それはそれで職員の資質向上、あるいは市民を深く理解するという意味合いでは、そういう効果があるのかなあと逆にも思っています。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

それはそのとおりであります。いろいろ別なところを学んできた者が担当して、そしてやはりこの人間としてはどうあるべきかなど、援助することは大変必要なことであります。ただ資質を高める取り組みなど少しなんとなく弱いような気がします。いままでのいろんな事例を見ても、病気のことを理解していない言動などがあったり、それはここでなくて他のほうからも聞こえてくるわけですから、名指しはするということとかではなくてですね、やっぱり資質を高める取り組みはこれからもぜひとも続けていただきたい。

生活保護行政に対しては大変厳しいものがあります。片山さつきさんが親をみるのは当たり前だとか、お笑い芸人のあのような不正受給なるものというか、バッシングもマスコミで報道され生活保護受給者は犯罪者扱いされる。そういう傾向にあるわけです。でも不正受給は総体の中

の2%、金額にしたら1%だということで、それは職員の見抜く力で解決できることではないですか。そういう点で専門性を高めていただきたいと思います。

それでは3番目の質問に移ります。

3番目はいじめと体罰について質問をいたします。

1点目の質問は、平川市のいじめの実態についてお尋ねをいたします。2011年10月11日、大津市の中学2年生の男子がいじめを受けて自殺をした事件が起きました。この報道があつて以降、止まることなくいじめ事件は続発しています。後を絶たないいじめ自殺事件、いじめのやり方、手口もサディスティックで、死に追い込むゲーム感覚といえる実態です。いまや日本の子ども社会に起きているいじめ、いじめられる関係は大きな社会問題となっています。

そこでお伺いをいたしますが、平川市立の小・中学校には、いじめがあるのかなのか。あるとしたらそのいじめの認知件数、そのいじめの内容、傾向についてお知らせください。教育長答弁をお願いいたします。

また、文部科学省はひどいいじめの加害者は、出席停止にすることができるという方針を規定しています。加害者を出席停止にすることに対し、教育委員会はどのような見解を持っているのかお聞かせください。教育長答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、平川市の体罰についてお尋ねをいたします。

大阪市立桜宮高校でバスケットボール部の顧問の教師から、体罰を受けていた男子生徒が自殺した問題を受け、文部科学省が全国的に体罰のアンケートを実施することになっています。それを受けて平川市でも、小学校、中学校の教職員、児童、生徒、保護者を対象に体罰のアンケートを実施していると聞いています。その結果についてお知らせください。教育長答弁をお願いいたします。

教育長、自席で答弁願います。

第9席、齋藤律子議員さんの質問にお答えをいたします。

あの悲しい大津市のいじめ自殺問題が発生してから、ちょうど1年と5カ月がたちました。私たちは一生懸命頑張っていじめのないように努力をしているつもりでございます。

今年度のいじめの認知件数ですが1月末現在で、小学校が5件、中学校が10件です。その内容は、「冷やかす・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」というのがほとんどでございます。

いじめに対応した出席停止については、平川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第11条にもその規定があります。いじめ被害が深刻な場合は、この規定を適応して校長の申し出によって、教育委員会が必要と認めるときは、保護者に対して当該児童生徒の出席停止の命令を行うことができることになっております。ただし、11条の4項に教育委

○議長
○教育長
(佐藤満廣)

員会はその児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする、という規定にもあり、いじめた方の児童生徒に対しては、ただ家庭に任せるのではなく教師が家庭訪問するなどして、その児童生徒とかかわりを持ち続け指導していくこととしております。

2番目の体罰についてでございます。学校教育法第11条の中に問題を起こした生徒に対しては、懲戒は許されるが体罰は許されないと決められております。したがって教育委員会といたしましては、体罰は絶対許さないという基本的姿勢を貫いております。

文部科学省から「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」という依頼文書がきまして、県を通じて平川市教育委員会に届き、それに基づいて市内小中学校にアンケート調査をお願いいたしました。3月1日を締め切りとしておりましたが、その時点での件数は2件でございます。そのことを県教育委員会に報告いたしました。県の教育委員会では改めて事実を確認し、報告対象の体罰にあたるのかも含めて精査することになっておりますので、この数が正しいかどうかいままのところではわかっておりません。以上でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

ありがとうございました。

(齋藤律子議員)

この問題は、いじめの問題はなくならないわけで、また体罰もどこからどこまでが体罰なのか、本当に暴力的なものはそれは体罰とわかるわけですが、この境がなかなか感じ方もあるだろうし、大変難しいものがあると思います。いまの答弁の中で体罰が一応アンケートをとった結果、2件ということで報告したということですが、それはああいふ報道にもあるような暴力的なものなのかどうか。あまり具体的なものは、特定ささるという可能性もありますので、教育長、そこを答弁できる範囲で結構ですので答弁していただきたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

齋藤律子議員の質問にお答えをいたします。

(佐藤満廣)

報告によりますと、そんなにひどいものではございません。頭に手をやるとか、ほっぺたに少しやるとか、そういうぐあいなことでございますので、恐らく精査の結果そんなに重要なことにならないのではないかなと私思っていますので、御報告申し上げます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

受け取り方でその頭に手を触れられただけで、何か体罰を受けたと感じる子もいると思うんですが、やはりそこは先生たちも指導に対して一歩引いたり、影響があつたりすれば困りますので、やはり教育委員会としてもぜひ密に連絡をとりながら、また子どもや生徒・児童と保護者、それから学校とも密に連絡をとりながら、ぜひ平川市の教育のために体罰のない、そしていじめのない、いじめ自殺のない、そういう学校にし

ていただきたいと思います。

それでは最後、4番目の質問に移ります。

4番目の質問は、平成25年度から実施され、平成24年12月議会で条例が改正された、粗大ごみの有料化についてお尋ねをいたします。

1点目の質問は、粗大ごみ有料化の目的についてお伺いをいたします。12月議会で提案され可決された、ごみの有料化に対する目的について読み上げます。

「平成20年4月の可燃ごみ・不燃ごみの有料化により、家庭ごみは大幅に減少し、資源ごみの分別が促進され、リサイクル率も向上しました。

一方、粗大ごみについては有料化を見送り、無料で収集を行ってきたところですが、可燃ごみ・不燃ごみの有料化に伴い、粗大ごみステーションには有料対象の不燃ごみや家電リサイクル品などが多数持ち込まれるなど、ルールを守らない人が後を絶たない状況にあります。

また、これまでのステーション方式は、収集効率のよい反面、高齢者や身体の不自由な方が、ステーションまで粗大ごみを持ち込めないなどの問題もありました。

これらの問題の解消を図るため、また、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性を確保することを目的として、粗大ごみの有料化及び戸別収集を実施するものです。」とあります。

目的の中で、高齢者や身体の不自由な方々の対策としては、戸別収集をすることは市民サービスの向上という点から、あってもよいサービスだと思っています。基準を決めて業者に戸別収集を委託をすることは、やろうと思えばできるサービスです。可燃ごみ、不燃ごみの有料化に伴い、粗大ごみステーションに有料対象の不燃ごみや家電リサイクル品などが、多数持ち込まれるなどルールを守らない人が後を絶たない状況があることから、粗大ごみを有料化することは別な問題であり、ルールを守らない人たちのために、ルールを守る人が巻き添えになるということでもあります。粗大ごみの有料化に伴い、ルールを守らない人たちが逆に不法投棄に走る。こうした心配も懸念されます。

粗大ごみの有料化の目的の内容について、不法投棄対策や減量化を進めていくうえで、柱となる粗大ごみの減量目標の明示もなく、あいまいで不明瞭な点が見受けられるように思います。

以上について問題を抱えながらの出発になりますが、今後どのように進めていくのか市の考えをお知らせください。市長答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、粗大ごみ品目例一覧表について質問をします。

粗大ごみ品目例一覧表は、平賀・碓ヶ関地区、尾上地区の2本立てとなっています。平川市のごみが弘前地区環境整備センター行きと、黒石地区清掃施設組合行きと二手に分かれることになるわけです。また、粗大ごみを出す際の手続きとして市役所に電話で申し込み、粗大ごみの種

類、数、ごみを出して置く場所等の聞き取りをすることです。が、今後適切なアドバイス・柔軟な対応がさらに必要であると思います。今回の措置は職員体制も含めて、労働過重にもつながることが考えられ、今後どのような対策を講じていくのか市の考えをお聞きしたいと思います。市長、答弁をお願いいたします。

外しましたので付け加えます。また、市民から見れば戸惑う面も多々あります。布団などこれまで燃やせる物として出してきた物が、粗大ごみとして扱われることもあり、再度精査する必要もあるのではないのでしょうか。以上の点につき後先が別になりましたが、市の考えをお聞きしたいと思います。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁。

○市長

(大川喜代治)

4番目の粗大ごみの有料化について、①の粗大ごみ有料化の目的についてでございますが、粗大ごみの有料化については、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性の確保と、ごみの減量化を目的としております。減量の数値目標については、平川市ごみ減量化計画と整合を図り、平成27年度を目標年度とし、平成21年度比で13%の減量を目指してまいりました。

また、有料化と同時に高齢者や身体の不自由な方への対応や、排出のルールが守られないことへの対策として、集積所収集から戸別収集へと変更するものとなっておりますので、特に問題はないと思っております。なお、有料化、戸別収集移行後に、これまでの集積所に誤って出される粗大ごみや、故意に出される不法投棄については、町会等の協力をいただきながら、看板の設置や、排出者への個別の指導等の対策を講じていきたいと考えております。

このように、有料化による費用負担の公平性とごみの減量化、加えて戸別収集による市民サービスの向上を図り、併せてゴミ出しマナーの啓蒙に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

②の粗大ごみ品目例一覧表についてでございますが、齋藤議員が御指摘のとおり、尾上地域と、平賀地域・碓ヶ関地域とでは加入している組合の関係で、収集できる物とできない物に何点か違いがあります。しかし、これらは有料化により変わるものではないと思っております。また、品目例一覧表もそれぞれの地域に応じたものを配布しますので、地域による品目の違いの混乱はないものと考えております。

ただ布団については、3地域ともこれまで燃やせるごみとして分類し、料金は例外として粗大ごみと同様に無料で収集してきたところですが、今後は有料の粗大ごみとなることを御理解いただきたいと思っております。

また、粗大ごみを出す際の手順として、今後は電話による申し込みが必要となりますが、そのごみがどの分類になるのか、適切なアドバイスをを行いサービス向上に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

- 議長
- 13番
(齋藤律子議員)

思います。

13番、齋藤律子議員。

ごみの減量化の目的がやっと数値が出ました。平成21年度比で13%の減量を平成27年度に目指すということでもあります。これは金額にしたら現段階から21年度と比較するわけですから、どのくらいの金額になるのかお知らせください。

また、この誤って出されるごみは町会の協力を得てやるんだと。私は一番先にここをやるべきだと思っています。ルールを守らないということは有料化とは別な問題だと思っていますので、ルールを守らない人はいつでも出てくるのかもわかりません、しかし家電ごみやそういう物が……、家電ごみなどそういう不燃ごみに混じっているということは、やはり出し方をわからないのですが、これは前から有料化にしなくても指導をしていかななくてはいけませんよね。

それで関係者を集めて、この3月議会の前、2月の中旬ごろに3地区において説明を、町会長はじめですね。説明をしていると思いますが、その地区ごとに何人に呼びかけて、何人そこに参加したのかお知らせください。

- 議長
- 市民生活部長
(一戸清志)

市民生活部長。

まず後段のほうですけれども、3地区でやった環境懇談会ですけれども、旧3町村の各地区のいわゆる町会長さん、分別指導員さんに呼びかけました。それぞれの人数、具体的な数字はいま持っていませんけれども、数十人それぞれの会場で参加していたと思います。

あと、ルールを守らない人ということですが、確かに今現在家電のリサイクルの対象の物は、当然粗大ごみに出せないわけですが、今現在粗大ゴミが無料であることによって、つい安易に出してしまうという。そういう傾向にもつながっているのかなあという思いもありまして、戸別収集になりますと、要するにステーションには持ち込めないわけですので、そのことによって改善されるのではないかなと期待しております。

なお先ほど13%の減量目標が、どのように予算に反映されていくのかという質問だと思いますけれども。例えば粗大ゴミが減ることによって、一部事務組合いわゆる黒石清掃施設組合、弘前環境整備事務組合の負担金は減るわけでございますけれども、実際は1年半ぐらいずれて負担金に反映されていくんです。したがって27年度あたりでは、逆に例えば平成24年度と比べて試算しましたけれども、25年度は7月実施前3カ月で一時的に粗大ごみの搬出量が増えます。実施した他の市町村に確認したところ、やっぱり直前にはかなり増えるんだそうです。そのこともあって実際は、その影響が26年度等の一部事務組合の負担金に反映されていきますので、26年度あたりでは逆に一時的に支出が増えます。ただ7年度、8年度にかけて粗大ゴミが減った部分がいわゆる予算上は反映され

てきますので、いま持っている資料ですと平成28年度を平成24年度と比較しますと、110万ほどの財政的な効果は出てくるだろうと。29年度になるとそれがもう少し増えると。そのように予測してございます。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

財政効果もっとあるかと思ったら割と少ないのだなと。それよりも不法投棄をしないための対策とか、そういうことを持つべきじゃないでしょうか。負担の公平と言っていますが、やはり公平性を語るならばもっとやるべきことがあると思いますよ。いまはもっと公平性を言うならですね、合併のときにこれをやるべきではないかと私は考えています。というのは、平賀地区では粗大ごみの収集行っておりませんでした。一たん収集をして、たいした便利になったと喜んでいるのに、今度は有料化というのは私はこれはちょっと、そんな胸を張って公平性を語れるものではないと思っていますよ。

それから布団についてですが、これはそのまま出せば今度は有料の粗大ごみだが、切って出す、いまちゃんとはさみなんかも売っています。そういうふうエコに気をつけている人たちいっぱいいるわけですね。そして燃やせるごみの黄色い袋に入れば、これは無料になるのかどうか。

それから電話による申し込みということで、これ職員が大変になるかと思えます。いまこれの係というのは1人なわけですが、3人態勢でなんとかいまのところやっていくとも聞きましたが、これは大変な量の仕事になると思えますよ。ですから人員配置なども考えていく必要があると思えます。

それと時間が3分しかありませんが、この間地区の環境懇談会を地区別に開いたということですが、私その質問したときに既に2箇所ぐらい開かれていました。最後の1箇所がわかたらこのときに発表すると。このときに答えてくれるということで打合せをしております。それをいま持ってこないからといってあと2分しかありませんけれども、私は休憩にしても、やっぱり職員はちゃんとわかっていますよ。私も1回目、2回目はある程度聞いております。そういうことですからちゃんと答えてくださいよ。その中で全員来てないところいっぱいあるでしょ、呼びかけたけれども半分ぐらしか来ないところ。これどうやって町会の協力を得て、分別指導員なんかも徹底するのか。そういうことからしてきちんとやっていかなと成功、成功ってばだめですけども、まだ問題発生してきますよ。そういうことで、もう一度数字を持ってきてないからわからないではだめですね。お願いいたします。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

(一戸清志)

至急いま持ってきましたので、参加者ですね、環境懇談会。平賀地区49名。尾上地区34名。碓ヶ関地区30名。合計113名です。

あと先ほど布団のことが御質問ありましたけれども、布団はもともと確かに例外の取り扱いです。燃えるごみに入らないのに、ただの燃えるごみとして取り扱っていましたが、本来粗大ゴミ。ごみ袋に入らない物は、いわゆる粗大ゴミという扱いが基本ですので、本来の姿に戻すということでございます。たまたま切って燃えるごみ袋に入るのであれば、それは燃えるごみとして扱います。入らないのであれば、粗大ごみとして扱うということです。

あと、まだ答弁漏れがありますけれども……

（「いいよ」と呼ぶ者あり）

○市民生活部長
（一戸清志）

いいですか。

○議長
○13番
（齋藤律子議員）

13番、齋藤律子議員。
平賀地区が49名、それから先ほど尾上地区が34名、碓ヶ関地区が30名って言いましたが、平賀地区対象者100人もあったんじゃないですか。半分も出席していませんよ、どうやって徹底していくんですか。

○議長
○市民生活部長
（一戸清志）

市民生活部長。
当然町会長さんの皆さんを含めて、市民の啓蒙はこれから徹底して行いたいと思います。なお先ほどらい、分別指導員という言葉が出ておりますけれども、分別指導員はいわゆる資源ごみの分別指導員ですので、粗大ごみの指導員にはなってございませんので申し添えます。

○議長

13番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。
本日は、2011年3月11日、午後2時46分に発生した東日本大震災から2年になります。

平川市議会では、犠牲になられた1万9千余の御冥福をお祈りし、1分間の黙禱を捧げたいと思います。

皆様御起立願います。
傍聴者の方も御協力ください。

黙禱始め。

（1分間の黙禱）

○議長

黙禱を終わります。
御協力ありがとうございました。
御着席願います。

これにて、本日の日程は全て終了しました。

次に、お諮りします。会期日程表のとおり、12日、13日、14日の3日間は、予算特別委員会開催のため、15日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。
よって、12日、13日、14日、15日の4日間は本会議を休会とすること

に決定しました。次の本会議は18日午前10時開議としますので、よろしくをお願いします。

なお、予算特別委員会においては、慎重に審査くださるようお願いいたします。

本日はこれをもって散会します。

午後 2 時04分 散会

